

## **調査票の記入に関するQ&A**

### **■3年以上の実務経験者について**

- Q 下請けでの施工実績でもよいか？  
A 構いません。ただし、発注者と元請及び元請と下請の契約関係の書類が必要です。  
Q 前の会社での施工実績でもよいか？  
A 構いません。  
Q 民間工事での実績でもよいか？  
A 民間工事での実績は対象外です。  
Q 現場代理人での実績は該当するのか？  
A 該当します。担当技術者として考えてください。  
Q 舗装工事経歴書の\*3に記載のある「契約書等の写し」とは具体的に何を示すのか？  
A 契約書の写し及び主任技術者等通知書を提出してください。

### **■技能者について**

- Q 職長、オペレータ、レーキマン、スクリードマン全て1名以上いなければならないのか？それとも4職種の中から1人いればいいのか？〔選定基準〕  
A 職長1名とその他3職種のうちから1名です。つまり最低2名以上の従事が必要です。  
Q 技能者の人数は変わらないが、人そのものが変更になった場合は？  
A 変更扱いとしますので、調査票の提出をお願いします。  
Q 技能者は出資する協同組合での人間でもよいか？  
A 認められません。  
Q 舗装施工管理技術者と重複してもよいのか？  
A 構いません。

### **■保有機械について**

- Q 保有機械が県外にあってもいいか？普段は県外にあるが、工事を契約したときには、静岡県に運ぶようにしている。  
A 構いません。  
Q 保有機械の車検証や特定自主点検記録表がない場合はどうすればいいのか？  
A 特定自主点検記録表の対象でないのであれば、定期点検記録表でも構いません。自社のものであることを証明できる書類を提出してください。

### **■完全協力会社について**

- Q 下請での実績（自社が下請、協力会社が孫請）でもよいか？  
A 構いません。  
Q 複数年度にまたがる工事で、協力会社と年度内で分割契約した場合、実績は2件とカウントしてよいか？  
A 2件と教えてください。ただし、2件分の書類が必要です。  
Q 協力会社とは年間常用契約を交わしており、工事毎に契約を交わしていないが月毎の請求書は持っている。この場合、完全協力会社として認められるか？  
A 常用契約でも、直近過去3ヵ年度2回以上の下請け契約を証明する書類が必要ですが、貴社と協力会社との年間契約書、工事期間中の月毎の請求書（工期内の各月）、工事コードが証明できる台帳、貴社と発注者との契約書（工事コードが官庁工事であることを証明）があれば完全協力会社として認められます。

- Q 工事の実績は下水道工事のようなものでもいいか？
- A 発注工事が下水道工事であっても、完全協力会社との契約関係が舗装工事であれば構いません。
- Q アスファルト舗装工事には維持補修の小規模工事も含まれるのか？完全協力会社の説明書に下請け契約を行っている会社とあるが、小規模工事で請書等による取扱も準用できるのか？
- A 含まれます。請書等でも契約行為が特定できる書面での取り交わしがなされていれば、完全協力会社の要件としてカウントできます。
- Q 完全協力会社の下請契約年度のカウント時点は、着工時か完了時か？
- A カウントは完了時です。債務工事についても引渡し時点（完了時点）でカウントします。
- Q 「直近の過去3か年度（当該年度を含んでもよい）連続」とは？
- A 年度単位で直近の過去3か年度とします。ただし、当該年度に既に2回以上の下請け実績がある場合は、当該年度及び直近の過去2か年度としても構いません。
- 例えば、令和5年11月1日時点においては、令和2、3、4年度の各年度2回以上の下請け実績があればよいとします。ただし、令和5年度中（令和5年4月1日～11月1日の間）に2回以上の下請け実績がある場合は、令和3、4、5年度でも構いません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1 R5.11.1
				▼
<b>OK</b>	2回以上	2回以上	2回以上	
<b>OK</b>		2回以上	2回以上	2回以上
<b>NG</b>	1回	2回以上	2回以上	1回
<b>NG</b>	2回以上	1回	2回以上	2回以上

## ■舗装工事の経歴について

Q 「主たる工事内容が舗装工」とは？

A 舗装の新設・修繕を目的とした工事です。構造物（擁壁・側溝等）の設置・改築・修繕等が目的の工事であって、付属的な（復旧的な）工事として舗装工事を実施した場合は対象としません。

ただし、例外として付属的な舗装工事であっても施工面積が300m<sup>2</sup>以上かつ機械施工である場合は対象とします。

（県工事では、舗装面積300m<sup>2</sup>以上は分離発注になるが、市町工事では一括発注の可能性があります。）

代表的なケースを以下に示します。

〈ケース1〉 工事名に「舗装工」「舗装修繕工」などが入っており、舗装が中心の工事であることが明らかな場合。・・・OK（施工面積は問わない。）

〈ケース2〉 発注業種が「舗装」である工事。・・・OK（施工面積は問わない。）

〈ケース3〉 下水・水道等の管工事及び擁壁・側溝等の改築・修繕工事等で、舗装復旧面積が300m<sup>2</sup>以上かつ機械施工の場合。・・・OK

〈ケース4〉 下水・水道等の管工事及び擁壁・側溝等の改築・修繕工事等で、舗装復旧面積が300m<sup>2</sup>以上かつ人力施工の場合。・・・NG

〈ケース5〉 下水・水道等の管工事及び擁壁・側溝等の改築・修繕工事等で、舗装復旧面積が300m<sup>2</sup>未満の場合。・・・NG